

○「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について（財務諸表等規則ガイドライン）

改 正 案	現 行
[削除] 95 の 5 - 4 規則第 95 条の 5 第 4 項の前事業年度以前の事業年度に係る法人税等の更正、決定等による納付税額又は還付税額は、<u>「法人税等に関する会計基準」</u>に従って損益に計上する法人税等の更正等による追徴税額及び還付税額をいうものとする。 [削除] 198 - 4 95 の 5 - 4 の取扱いは、規則第 198 条第 4 項の前事業年度以前の事業年度に係る法人税等の更正、決定等による納付税額又は還付税額について準用する。 [削除] 300 - 4 95 の 5 - 4 の取扱いは、規則第 300 条第 4 項の前事業年度以前の事業年度に係る法人税等の更正、決定等による納付税額又は還付税額について準用する。 (別記事業関係) [1 ～ 5 の 2 略] 6 規則別記 7 に掲げる民営鉄道業を営む株式会社が提出する財務諸表の記載事項のうち、次に掲げる事項の用語、様式及び作成方法については、規則第 2 条ただし書の規定により、鉄道事業会計規則（昭和 62 年運輸省令第 7 号。以下「鉄道事業規則」という。）の定めによらず、規則に定める別記以外の事業に適用される記載方法によるものとする。 [(1) ～ (3) 略] (4) 鉄道事業規則に規定する貸借対照表の記載事項のうち、 ① [略] ② 支払手形のうちに通常取引以外の取引により発生したものが含まれている場合又は未払金のうちに買掛債務が含まれている場合において、その金額が負債及び純資産の合計額の 100 分の 5 を超えるときは、その旨及びその金額を注記する。	95 の 5 - 1 - 1 規則第 95 条の 5 第 1 項第 1 号の法人税、住民税及び事業税は、「<u>法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準</u>」に従って損益に計上する法人税、地方法人税、防衛特別法人税、住民税、事業税（所得割）及び特別法人事業税（基準法人所得割）をいうものとする。 95 の 5 - 4 規則第 95 条の 5 第 4 項の前事業年度以前の事業年度に係る法人税、住民税及び事業税の更正、決定等による納付税額又は還付税額は、「<u>法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準</u>」に従って損益に計上する法人税、地方法人税、防衛特別法人税、住民税、事業税（所得割）及び特別法人事業税（基準法人所得割）の更正等による追徴税額及び還付税額をいうものとする。 198 - 1 - 1 95 の 5 - 1 - 1 の取扱いは、規則第 198 条第 1 項第 1 号の法人税、住民税及び事業税について準用する。 198 - 4 95 の 5 - 4 の取扱いは、規則第 198 条第 4 項の前事業年度以前の事業年度に係る法人税、住民税及び事業税の更正、決定等による納付税額又は還付税額について準用する。 300 - 1 - 1 95 の 5 - 1 - 1 の取扱いは、規則第 300 条第 1 項第 1 号の法人税、住民税及び事業税について準用する。 300 - 4 95 の 5 - 4 の取扱いは、規則第 300 条第 4 項の前事業年度以前の事業年度に係る法人税、住民税及び事業税の更正、決定等による納付税額又は還付税額について準用する。 (別記事業関係) [1 ～ 5 の 2 同左] 6 [同左] [(1) ～ (3) 同左] (4) [同左] ① [同左] ② 支払手形のうちに通常取引以外の取引により発生したものが含まれている場合又は未収金のうちに買掛債務が含まれている場合において、その金額が負債及び純資産の合計額の 100 分の 5 を超えるときは、その旨及びその金額を注記する。

(5) [略]
[7 ～16 略]

(5) [同左]
[7 ～16 同左]

自動車道事業損益計算書に関する様式 【損益計算書】			自動車道事業損益計算書に関する様式 【損益計算書】		
(単位： 円)			(単位： 円)		
前事業年度		当事業年度	前事業年度		当事業年度
(自 年 月 日		(自 年 月 日	(自 年 月 日		(自 年 月 日
至 年 月 日)		至 年 月 日)	至 年 月 日)		至 年 月 日)
[略]			[同左]		
法人税等	×××	×××	法人税、住民税及び事業税等	×××	×××
国際最低課税額に対する法人税等	×××	×××			
[略]			[同左]		
税金費用	×××	×××	法人税等合計	×××	×××
[略]			[同左]		
備考 表中の [] の記載は注記である。					